



2024年3月29日

各 位

会社名 株式会社グッドスピード
代表者名 代表取締役社長 加藤久統
(コード番号: 7676 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 大庭寿一
(TEL 052-933-4092)

過年度及び第21期（2023年9月期）有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明
並びに内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、第19期（2021年9月期）、第20期（2022年9月期）及び第21期（2023年9月期）の訂正後の財務諸表及び連結財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書並びに2021年9月期第1四半期から第22期（2023年9月期）第3四半期までの訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしました。また、第21期（2023年9月期）の内部統制報告書の内部統制監査について、監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称
監査法人 A&A パートナーズ

2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書並びに内部統制監査報告書の内容
(1) 有価証券報告書に係る監査報告書の内容

第19期（2021年9月期）、第20期（2022年9月期）及び第21期（2023年9月期）の訂正後の財務諸表及び連結財務諸表に係る監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりです。

<意見不表明の根拠>

2023年8月31日に金融庁が監査法人 A&A パートナーズに対して、金融庁の公益通報窓口にて「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、監査法人 A&A パートナーズは当社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて当社が社内に対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、過去に提出済みの財務諸表及び連結財務諸表の訂正を行っている。

監査法人 A&A パートナーズは第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や当社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、監査法人 A&A パートナーズは、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は財務諸表及び連結財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、監査法人 A&A パートナーズは、当社の当事業年度及び当連結会計年度に係る財務諸表及び連結財

務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、財務諸表及び連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

(2) 四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の内容

第19期(2021年9月期)第1四半期から第21期(2023年9月期)第3四半期の訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表に係る結論の不表明の根拠は次のとおりです。

<結論の不表明の根拠>

2023年8月31日に金融庁が監査法人A&Aパートナーズに対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、監査法人A&Aパートナーズは当社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて当社が社内に対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、四半期財務諸表または四半期連結財務諸表について訂正を行っている。

監査法人A&Aパートナーズは第三者調査委員会の調査結果を受け、四半期レビュー計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し四半期レビュー手続に加え追加的な手続を実施したものの、手続の実施にあたって多くの制約があり、結論を表明する根拠となる証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や当社の顧客への確認手続を実施したが、結論を表明する根拠となる証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、監査法人A&Aパートナーズは、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は四半期財務諸表または四半期連結財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、監査法人A&Aパートナーズは、訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表に対して結論を表明する根拠となる証拠を入手することができず、訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

(3) 内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容

第21期(2023年9月期)の内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりです。

<意見不表明の根拠>

財務諸表監査の「意見不表明の根拠」に記載されている事項に関連し、当社の連結財務諸表について、見直し後の監査計画に基づく追加監査手続の実施について多くの制約があり、関連する内部統制について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

4. 監査報告書の受領日

2024年3月29日

5. 今後の対応

当社といたしましては、今回の監査意見の不表明に至った事由を受けとめ、適切に対処してまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上